

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年四月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 駿栄会 いわき記念病院	いわき市錦町鈴鹿一〇三番地の一	令和八年四月一日
絆診療所	南相馬市鹿島区寺内字塚合一二三一一	令和八年四月一日
遠藤内科医院	伊達郡桑折町字沢三四番地一	令和八年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年四月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおばの杜薬局 福島日赤前店	福島市八島町二一六	令和八年五月一日
にぎ薬局	会津若松市町北町大字中沢字新田二七―八	令和八年五月一日
ほばら薬局桑折本町店	伊達郡桑折町字沢三四番四	令和八年五月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年四月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こくぶ調剤薬局	会津若松市白虎町二〇一番地 会津若松ワシントンホテル一階	令和八年四月一日
薬局サン・メリー本町店	郡山市本町二丁目一番八号	令和八年四月一日
薬局サン・メリー安積店	郡山市安積三丁目二九九	令和八年四月一日
めぐみ薬局	いわき市泉滝尻一丁目三番地の四	令和八年四月一日
薬局サン・メリー本宮店	本宮市高木字高木一七一一	令和八年四月一日
さゆり調剤薬局	耶麻郡西会津町登世島字田畑乙二〇四二一六五	令和八年四月一日
カケル薬局 石川店	石川郡石川町大字双里白坂下七五―五	令和八年四月一日